

○ 檜原市補助金等交付規則

平成15年 3 月 25 日規則第 3 号

改正

平成19年 3 月 30 日規則第12号
平成24年 3 月 30 日規則第25号
平成25年 3 月 29 日規則第31号
平成31年 2 月 15 日規則第 4 号
令和 3 年 3 月 24 日規則第 7 号
令和 5 年 3 月 27 日規則第 9 号

檜原市補助金等交付規則

檜原市補助金交付規則（平成12年檜原市規則第 2 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、法令、条例、規則その他要綱等（以下「法令等」という。）に特別の定めがあるもののほか、市が交付する補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他基本的な事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行等の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 補助金等 市が交付する補助金、交付金及び負担金等をいう。
- （2） 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- （3） 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。
- （4） 補助対象経費 補助事業等における経費の中で補助金等を充当することができる項目についての経費をいう。

（補助金等の区分）

第 3 条 補助金等の区分は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 運営補助 市が公益性の高い事業を実施していると認める団体等の運営経費に関するもの
- （2） 事業補助 市が公益上必要と認める特定の事業活動に要する経費に関するもの

（補助金等の交付の申請）

第 4 条 補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実施計画書（様式第 2 号）
- （2） 収支予算書（様式第 3 号）
- （3） 補助対象経費明細書（様式第 4 号）
- （4） 前年度収支決算書
- （5） 工事の施工にあつては実施設計書
- （6） その他市長が必要と認める書類

（補助金等の交付の決定等）

第 5 条 市長は、前条の規定による補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る補助金等の交付が法令等に違反していないかどうか、予算の範囲内であるかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等について調査し、さらに、必要に応じて現地調査等を行った上で、速やかに、補助金等の交付又は不交付の決定をしなければならない。

2 市長は、補助金等の交付の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、補助金等交付決定通知書（様式第 5 号）により、また、補助金等の不交付の決定をしたときは、補助金等不交付決定通知書（様式第 6 号）により、速やかに、申請者に通知するものとする。

3 市長は、交付決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

第 5 条の 2 前条の規定にかかわらず、市長は、申請者が次の各号のいずれかに掲げる者であるときは、補助金等の交付の決定をしないことができる。

- （1） 暴力団（檜原市暴力団排除条例（平成23年檜原市条例第23号）第 2 条第 1 号に規定する暴力

団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(檜原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(申請の取下げ)

第6条 申請者が、第5条の規定による通知書を受領した場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金等取下げ申請書(様式第7号)により補助金等の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあった場合は、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第7条 市長は、第5条の規定による交付決定をした後において、天災地変その他特別な事情が生じた場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 第5条に定める決定の通知は、前項の規定による変更をした場合について準用する。

(補助事業等の遂行)

第8条 補助事業者等は、法令等の定め並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行しなければならない。

(内容の変更等)

第9条 補助事業者等は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、事業内容変更承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認又は指示を受けなければならない。

(1) 第4条の規定による申請の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)する場合

(2) 補助事業等を中止又は廃止する場合

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合

(4) その他市長が特に必要と認める場合

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業内容変更承認通知書(様式第8号の2)により、速やかに、補助事業者等に通知するものとする。

(状況報告等)

第10条 補助事業者等は、補助事業等の遂行状況について市長から報告を求められたときは、これに応じなければならない。この場合において、市長が書面で報告を求めたときは、報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の中止及び廃止の場合を含む。)は、事業実績報告書(様式第9号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(様式第10号)

(2) 補助対象経費支出報告書(様式第11号)

(3) 事業実績調書(様式第12号)

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書(様式第13号)により、速やかに、補助事業者等に通知するものとする。

(是正措置)

第13条 市長は、前条の調査の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容に適合しないと認めるときは、補助事業者等に対し、適合させるための是正措置をとることを求めることができる。

2 前2条の規定は、前項の規定による是正措置に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付の時期)

第14条 補助金等の交付は、補助事業等の完了後とする。ただし、市長が必要があると認めたときは、

補助事業等の着手前又は完了前であっても、その一部又は全部を交付することができる。

(補助金等の交付等)

第15条 補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(様式第14号)を市長に提出し、市長は、第12条の規定により確定した額を交付するものとする。この場合において、前条の規定により、補助事業等の着手前に補助金等の請求があったときは、市長は、当該請求金額を交付するものとする。

2 補助事業者等が既に補助金等の一部の交付を受けている場合は、その差額について請求するものとし、市長は、その差額を交付するものとする。

(補助金等の交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者等が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等を補助事業等以外の用途に使用した場合
- (2) 補助金等の交付決定の内容又はこの規則に違反した場合
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けた場合
- (4) 補助事業者等が第5条の2各号に掲げる者であると判明した場合
- (5) その他市長が特に必要と認める場合

2 前項の規定は、第12条の規定による補助金等の額の確定があった後においても適用する。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、補助金等交付決定取消通知書(様式第14号の2)により、速やかに、補助事業者等に通知するものとする。

(補助金等の返還)

第17条 市長は、前条の規定に基づき補助金等の交付の決定を取り消した場合においては、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第7条第2項若しくは第9条第2項の規定による通知において補助金等の交付決定額を変更した場合又は第12条の規定により補助金等の額を確定した場合において、その額を超える補助金等が既に交付されているときは、期限を定めて、その超える額の返還を命ずるものとする。

3 市長は、第1項の補助金等の返還を命ずるときは、補助事業者等に対し、補助金等返還命令書(様式第15号)により返還を命ずるものとする。

(財産処分制限)

第18条 補助事業者等は、補助事業等により取得した財産のうち次の各号に掲げるものについて、市長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
- (3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

(会計帳簿等)

第19条 補助事業者等は、補助事業等に関するすべての支出及び収入について会計帳簿に記入するとともに、金額、年月日及び目的等を記載した領収書、調定書その他支出及び収入を証すべき書類(以下「領収書等」という。)を徴し、又は作成しなければならない。

2 補助事業者等は、前項の会計帳簿及び領収書等を整理し、当該補助事業等の完了した翌年度の4月1日から3年間これを保存しなければならない。

3 市長は、補助金等に係る予算の適正な執行を期するため、補助事業者等に対し、会計帳簿及び領収書等の提出を求めることができる。

(補助金等の見直し)

第20条 市長は、当該補助金等の支出目的が失われたと認められるもの、実状に合わなくなったと認められるものその他合理的な理由があると認められるものについては、これを見直すことができる。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第12号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている様式用の紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成24年規則第25号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第31号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月15日規則第4号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている様式用の紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年3月24日規則第7号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている様式用の紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和5年3月27日規則第9号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている様式用の紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

補助金等交付申請書

年 月 日

(宛先) 樫原市長

(申請者)

住所又は所在地 _____

団体名 _____

氏名又は代表者名 _____

年度補助金等の交付について(申請)

補助金等の交付について、樫原市補助金等交付規則第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業等の名称

(補助金等の名称)

2 補助対象経費 円

3 交付申請額 円

4 関係書類 ①事業実施計画書(様式第2号)
②収支予算書(様式第3号)
③補助対象経費明細書(様式第4号)
④前年度収支決算書

※ 工事の施工にあつては実施設計書

備考 「2 補助対象経費」には、補助対象経費明細書の予算額の計の額を記入すること。

事業実施計画書(年度)	
1	補助金等の交付を必要とする理由
2	事業の目的
3	事業の効果
4	事業の内容(規模及び数量等)

様式第3号（第4条関係）
様式第3号(第4条関係)

収 支 予 算 書(年度)				
収入・支出 料 目	前年度決算(見込)額 a	本年度予算額 b	比較増減 b-a	説 明
収入科目	円	円	円	
収入合計				
支出科目	円	円	円	
支出合計				

注 事業又は団体等の運営に係る経費について記入するものとする。

補助対象経費明細書(年度)

	項 目	予 算 額	備 考
		円	
計			

注 補助対象経費について記入するものとする。

樫原市指令第 号

年 月 日

住所又は所在地 _____

団体名 _____

氏名又は代表者名 _____ 様

樫 原 市 長

補 助 金 等 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付については、下記のとおり決定
しましたので、樫原市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、通知します。

記

1 補助事業等の名称

(補助金等の名称)

2 補助対象経費 円

3 交付金額 円

4 交付の条件等

樫原市指令第 号

年 月 日

住所又は所在地 _____

団体名 _____

氏名又は代表者名 _____ 様

樫 原 市 長

補 助 金 等 不 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、不交付と決定しましたので、樫原市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、通知します。

記

1 補助事業等の名称

(補助金等の名称)

2 補助対象経費 円

3 交付申請金額 円

4 不交付の理由

補 助 金 等 取 下 げ 申 請 書

年 月 日

(宛先) 檜原市長

(申請者)

住所又は所在地 _____

団体名 _____

氏名又は代表者名 _____

補助金等の取下げについて(申請)

先に申請しました補助金等の交付申請について、下記のとおり取り下げたいので、檜原市補助金等交付規則第6条の規定に基づき、申請します。

記

1 補助事業等の名称

(補助金等の名称)

2 交付申請金額

円

3 取下げの理由

事業内容変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 樫原市長

(申請者)

住所又は所在地

団体名

氏名又は代表者名

補助金等の変更について(申請)

申請しました補助金等の交付について、下記のとおり変更したいので、樫原市補助金等
交付規則第9条の規定に基づき、申請します。

記

1 補助事業等の名称

(補助金等の名称)

2 指令番号 年 指令第 号

3 変更の理由

4 変更の期日 年 月 日

5 変更の内容

変更前の内容(金額を含む。)	変更後の内容(金額を含む。)

※ 必要に応じて関係書類を添付するものとする。

事業内容変更承認通知書

樫原市指令第 号
年 月 日

住所又は所在地

団体名

氏名又は代表者名 様

樫 原 市 長

補助金等の変更承認について（通知）

年 月 日付けで申請のあった補助金等の変更については、下記のとおり承認
しましたので、樫原市補助金等交付規則第 9 条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助事業等の名称
(補助金等の名称)
- 2 指令番号（変更前） 年 指令第 号
- 3 変更の理由
- 4 変更の期日 年 月 日
- 5 変更の内容

変更前の内容（金額を含む。）	変更後の内容（金額を含む。）

※既に補助金等の交付を行っており、変更後の交付決定金額が交付済金額を下回る場合
は、差額を返還するようにしてください。（差額 円）

事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 梶原市長

(申請者)

住所又は所在地 _____

団体名 _____

氏名又は代表者名 _____

補助事業等の実績報告について

梶原市補助金等交付規則第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業等の名称

(補助金等の名称)

2 指令番号 年 指令第 号

3 補助対象経費支出額 円

4 補助金等交付決定金額 円

5 事業完了日 年 月 日

6 関係書類 ①収支決算書(様式第10号)
②補助対象経費支出報告書(様式第11号)
③事業実績調書(様式第12号)

※ 必要な場合は補助金等精算調書

備考 「3 補助対象経費支出額」には、補助対象経費支出報告書の支払金額の計の額を
記入すること。

様式第10号（第11条関係）
様式第10号（第11条関係）

収 支 決 算 書(年度)				
収入・支出 科 目	本年度予算額 a	本年度決算(見込)額 b	比較増減 b-a	説 明
収入科目	円	円	円	
収入合計				
支出科目	円	円	円	
支出合計				

注 事業又は団体等の運営に係る経費について記入するものとする。

補助対象経費支出報告書（ 年度）

年 月 日	項 目	支払金額	支 払 先	備 考
		円		
計				

注 ・ 補助対象経費について記入するものとする。
・ 原則として領収書の項目ごとに記入するものとする。

事業実績調書

実施日	事業内容

補助金等確定通知書

第 号
年 月 日

住所又は所在地

団体名

氏名又は代表者名 様

梶原市長

補助金等の確定について（通知）

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業等については、下記のとおり額の
確定をしたので、梶原市補助金等交付規則第12条の規定に基づき、通知します。

記

- | | | |
|--------------|-------|---|
| 1 補助事業等の名称 | | |
| （補助金等の名称） | | |
| 2 指令番号 | 年 指令第 | 号 |
| 3 2による交付決定金額 | | 円 |
| 4 補助対象経費支出額 | | 円 |
| 5 確定金額 | | 円 |

※ 確定金額が交付決定金額を下回る場合で、既に補助金等の交付を行っているときは、
差額を返還するようにしてください。

（差額 円）

補 助 金 等 交 付 請 求 書

年 月 日

(宛先) 檜原市長

(申請者)

住所又は所在地

団体名

氏名又は代表者名

補助金等の交付請求について

補助金等について、下記のとおり請求したいので、檜原市補助金等交付規則第15条の規定に基づき、請求します。

記

1 補助事業等の名称

(補助金等の名称)

2 確定金額又は交付決定金額 円

3 既交付金額	年	月	日交付	円
	年	月	日交付	円
	年	月	日交付	円

4 交付請求金額 円

補助金等交付決定取消通知書

樫原市指令第 号
年 月 日

住所又は所在地

団体名

氏名又は代表者名 様

樫 原 市 長

補助金等の交付決定の取消しについて（通知）

年 月 日付け樫原市指令第 号で交付決定した補助金等については、下記のとおりの決定の全部又は一部を取り消しましたので、樫原市補助金等交付規則第16条の規定に基づき、通知します。

記

補助年度	年度	補助事業等の名称 (補助金等の名称)	
交付決定の全部又は一部 を取り消した内容			
上記の決定をした理由			

補 助 金 等 返 還 命 令 書

第 号
年 月 日

住所又は所在地

団体名

氏名又は代表者名 様

樫 原 市 長

補助金等の返還命令について

このことについて、樫原市補助金等交付規則第17条の規定に基づき、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 補助事業等の名称
(補助金等の名称)
- 2 確定金額 円
- 3 指令番号 年 指令第 号
- 4 返還金額 円
- 5 返還期限 年 月 日まで
- 6 返還理由 樫原市補助金等交付規則第16条第1項第 号に規定する
()の理由による。
- 7 返還方法